伊方町電子契約実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊方町(以下「町」という。)における電子契約の実施に 関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 電子署名 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第5項の規定 により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年法律第102号) 第2条第1項に規定するものをいう。
 - (2) 立会人型電子署名 契約等を行う当事者でない第三者であって、電子署名に係るサービスを提供する事業者(以下「電子契約サービス提供事業者」という。)が、契約等を行う当事者の指示に基づいて付与する当該事業者の証明書を付した電子署名をいう。
 - (3) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書をいい、仮契約書も含む。
 - (4) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
 - (5) 電子契約サービス 電子契約サービス提供事業者が行う立会人型電子 署名による電子契約を行うサービスをいう。
 - (6) 担当者 町の職員のうち、電子契約の相手方に電子契約書を送信する等、 電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行う者をいう。
 - (7) 承認者 町の職員のうち、電子契約の相手方と担当者がやり取りを行う 電子契約書が町の決裁を得たものと相違ないことを確認する者をいう。 (電子契約の利用範囲)
- 第3条 町における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。
 - (1) 法令等の定めにより書面で行うべきとされている契約
 - (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
- 2 町長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契 約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。

(承認者の設置)

- 第4条 契約事務を行う各課等に承認者を置くものとし、各課等の長又はあらかじめ各課長等が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- 2 前項に規定する承認者が不在のときは、伊方町事務決裁規程(平成17年訓令第3号)第8条の規定による。

(電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理 者(以下「運用管理者」という。)を置き、契約担当課長をもってこれに充て る。

- 2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持管理すること。
 - (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
 - (3) 電子契約サービスの効率的な運用を進めること。
 - (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

(アカウント等の取扱い)

- 第6条 アカウント(電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同 じ。)は、運用管理者が設定し、各課等に付与する。
- 2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。
- 3 アカウントの取扱いは、承認者が適正に行う。
- 4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変 更は、承認者が行う。
- 5 承認者は、前項のパスワードを他課の者に知られないよう厳重に管理する。 (電子契約によることの意思確認)
- 第7条 担当者は、原則として契約の相手方からの電子契約利用申請書(様式第1号)の提出により、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

(契約内容の修正)

第8条 町(契約事務担当者)は、契約内容の修正(誤字又は語句の修正等)を するときは、修正後の契約書一式を電子契約サービスにアップロードし、再度、 電子契約の手続きを行うものとする。この場合において、修正後の契約書の契 約締結日は、修正前と同日にするものとする。

(変更契約)

- 第9条 担当者は、原契約が電子契約によるものか否かに関わらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。
- 2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行った場合においては、原 契約の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(電子契約書の保存)

- 第 10 条 電子契約書の正本は、電子契約サービスのクラウド上に保存される電子契約書とする。
- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定 による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるもので はない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合に おいては、この限りではない。

(他の定めの解釈)

第11条 町長その他の伊方町の機関の定める条例、規則、訓令、要綱等の規定

における契約又は契約書等には、電子契約又は電子契約書を含めて解釈するものとする。ただし、当該規程に別段の定めがある場合又は電子契約若しくは電子契約書を含めて解釈することが当該規程の性質上適当でない場合は、この限りではない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

電子契約利用申請書

(宛先) 伊方町長

以下の案件について、伊方町と電子契約(立会人型電子署名サービスを利用した契約)の 締結を希望します。

なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

契約件名								
申出日	年		月	日				
	商号又は名称							
申出者		役	職					
(受注者)	契約締結権者	氏	名					
		メールアト゛レス			@			

担当			部署名等	
	者	氏 名		
		メールアト゛レス	@	
			電話番号	

- ※電子契約の方法(電磁的措置の種類、内容、記録方式等)は、別に示す「伊方町電子契約 実施規則」のとおりです。
- ※この申出書は、契約ごとに1通提出してください。
- ※メールアドレスは、半角で入力してください。
- ※伊方町の競争入札参加資格の<u>登録業者の場合</u>は、「商号又は名称」、「契約締結権者」は、 その登録において「本店で契約する」とした場合は<u>登録された本店の商号又は名称及び</u> 代表者の役職名及び氏名を記載し、「委任先(本店以外の営業所等)で契約する」とした 場合は<u>登録された委任先の商号又は名称(支店名を含む)受任者の役職名及び氏名</u>を記載してください。
- ※担当者欄は、この契約事務を担当する方を記載してください。担当者のメールアドレスは、 契約締結権者のものと同一の場合は「同上」で構いません。
- ※提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。申出を撤回する場合は、町の担当者と協議の上、文書(電子メールを含む)にてその旨を申し出てください。
- ※工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令第5条の5第 1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規程の ある他の法令が適用される契約においても、同様とします。